

所沢市スポーツ表彰推薦規程

(目的)

第1条 この規程は、所沢市総合型地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）として、所沢市スポーツ大賞及び所沢市スポーツ協会賞（以下「協会賞」という。）へ推薦する際に必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦基準)

第2条 「所沢市スポーツ大賞設置及び表彰要綱」及び「所沢市スポーツ協会賞表彰規程」による各表彰部門の推薦（選考）基準に該当し、所沢市に在住・在学・在勤する個人又は団体とする。

2 協会賞のうち体育功労賞（以下「体育功労賞」という。）については、次の各項のいずれかに該当し、推薦時点で満10年を超える実績があるもので、いまだ体育功労賞の表彰（クラブ以外からの推薦による表彰を含む）を受けていないものとする。

(1) クラブの運営・発展に功労のあったもの

(2) 種目の指導者として著しい功労があり、他の模範となるもの

(推薦要領)

第3条 各種目代表者は、所定の推薦書にて事務局へ提出する。

(推薦選考)

第4条 各種目から提出された推薦書は、所沢市スポーツ表彰推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）において選考し、会長の承認を得たものを当該提出先へ推薦する。

2 推薦書の記述内容について、推薦委員会が当該推薦種目代表者の了解を得た上で修正する場合がある。

3 当該提出先への体育功労賞の推薦については、当該年度において原則1名とする。

(推薦委員会)

第5条 推薦委員会は、正副運営委員長及び各正副専門部会長をもって組織し、運営委員長が委員長を務め推薦委員会を統括する。

(その他)

第6条 この規程に関する事務は、事務局が担当する。

第7条 この規程に定めるもののほか、表彰推薦に関わる必要な事項は推薦委員会で定める。

附 則

この規程は、2022年4月1日より施行する。